

旭川工業高等専門学校総合評価審査委員会規則

制定 平成19. 11. 13達第9号

改正 令和2. 2. 20規則第1号 令和2. 3. 17規則第38号

旭川工業高等専門学校総合評価審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構工事等事務取扱規則（平成21年機構規則第93号）第9条第1項第7号並びに旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第33条第2項及び第3項の規定に基づき、旭川工業高等専門学校総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規則は、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）が発注する工事に関し、競争参加者の技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うことを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、本校が発注する工事に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合評価落札方式の実施方針に関すること。
- (2) 個別工事等に係る技術提案の評価方法に関すること。
- (3) 個別工事等に係る技術提案の審査・評価に関すること。

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者等 2人
- (2) 事務部長
- (3) 総務課長
- (4) 総務課課長補佐（財務担当）

2 前項第1号の委員は、委員会の審議に関係のある専門分野の学識経験等を有し、中立かつ公正な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者のうちから、校長が委嘱する。

3 第1項第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員会は、必要に応じて、その他の学識経験者の協力を求めることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(委員の関与制限)

第7条 委員は、第3条第2号又は第3号の審議に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のあると思われる場合は、その審議に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、その職を退いた後も含め、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(小委員会の設置)

第9条 委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務に関することは、総務課が処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年11月13日から施行する。

2 この規程施行後、最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (令和2. 2. 20 規則第1号)

この規則は、令和2年2月20日から施行し、令和元年10月30日から適用する。

附 則 (令和2. 3. 17 規則第38号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。